

(平成27年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和37年3月10日にC社（現在は、B社）に入社してから平成11年7月末に退職するまで、継続して勤務していたが、A事業所からその子会社のD社E事業所に異動したときの厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A事業所及びその子会社であるD社E事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に、A事業所からD社E事業所に異動した同僚から提出された昭和46年7月から同年9月までの3か月分の給与明細書から判断すると、A事業所から給与が支払われ、厚生年金保険料を給与から控除されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額を、平成16年7月13日は20万円、同年12月31日は19万8,000円、17年4月30日は6万円、同年7月31日は61万8,000円、18年4月30日は31万3,000円、19年3月31日は43万2,000円、同年6月15日は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月13日
② 平成16年12月31日
③ 平成17年4月30日
④ 平成17年7月31日
⑤ 平成18年4月30日
⑥ 平成19年3月31日
⑦ 平成19年6月15日

申立期間①から⑥までについて、所持している賞与明細書では厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録が無い。

また、申立期間⑦について、標準賞与額の記録が、所持している賞与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う金額となっていない。

調査の上、A社に勤務していた申立期間①から⑦までの標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までについて、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付

の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑦までの標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は20万円、申立期間②は19万8,000円、申立期間③は6万円、申立期間④は61万8,000円、申立期間⑤は31万3,000円、申立期間⑥は43万2,000円、申立期間⑦は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 9247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を平成 16 年 5 月 28 日は 20 万円、17 年 5 月 27 日は 50 万円、18 年 5 月 26 日は 33 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 5 月 28 日
② 平成 17 年 5 月 27 日
③ 平成 18 年 5 月 26 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した申立人の賞与明細書（控え）及び賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は 20 万円、申立期間②は 50 万円、申立期間③は 33 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を平成16年5月28日は120万円、17年5月27日は150万円、18年5月26日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年5月28日
② 平成17年5月27日
③ 平成18年5月26日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の賞与明細書（控え）及び賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は120万円、申立期間②は150万円、申立期間③は150万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 9249

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を平成16年5月28日は118万円、17年5月27日は150万円、18年5月26日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年5月28日
② 平成17年5月27日
③ 平成18年5月26日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の賞与明細書（控え）及び賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は118万円、申立期間②は150万円、申立期間③は150万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 9250

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を平成16年5月28日は130万円、17年5月27日は150万円、18年5月26日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年5月28日
② 平成17年5月27日
③ 平成18年5月26日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の賞与明細書（控え）及び賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は130万円、申立期間②は150万円、申立期間③は150万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 9251

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 21 日から 43 年 9 月 21 日まで
② 昭和 43 年 11 月 4 日から 44 年 10 月 16 日まで
③ 昭和 44 年 9 月 29 日から 47 年 8 月 19 日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社（現在は、B社）を退職後、同社とその前に勤務していたC社及びD社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給された記録になっているが、私は、脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無い。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示がない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者のうち、資格喪失日が申立人の前後3年以内の者であって、脱退手当金の受給要件を満たしている女性の被保険者は申立人を含め18人おり、うち脱退手当金の支給記録のある者は3人と少ない上、申立人とほぼ同時期に資格喪失している複数の同僚は、「A社は、従業員に代わって脱退手当金の請求手続を行っていなかった。」と回答していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 9252

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社C工場に入社後、昭和37年7月1日付けで、新しく組織された同社D工場に異動した。両工場とも同じ敷地内にあり、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社C工場が保管する社報第10号（人事辞令）から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6

月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年6月1日までの期間について、事業主は、申立人が19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月31日まで
② 昭和20年秋頃から27年7月1日まで

祖母は、関東大震災の1年後ぐらいから、A社のC町の寮に、終戦後は、同社のD町の寮に、住み込みとして、終戦前後に一時期中断したことがあったものの、昭和28年3月31日まで継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の孫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和19年10月1日から20年6月1日までの期間について、C町所在のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳、厚生年金保険被保険者番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票に、申立人と同姓同名で生年月日が異なる者の記録があり、19年6月1日に被保険者資格を取得し、20年6月1日に被保険者資格を喪失している、基礎年金番号に未統合の記録が確認で

きる。

また、申立人の孫が説明する当該期間当時の申立人及びA社の状況とB社の回答及び当時の事業主の伝記の記載が符合することから、申立人がC町所在の同社に勤務していたことが認められる。

さらに、オンライン記録の氏名検索において、申立人のほかに、同姓同名で、上記の基礎年金番号に未統合の記録の被保険者である可能性のある者は確認できない。

これらのことから、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

なお、厚生年金保険法においては、昭和19年6月1日から同年9月30日までは、厚生年金保険料を徴収しない期間であり、厚生年金保険の被保険者期間の計算には算入しない期間とされている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和19年10月1日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が20年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、30円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和20年6月1日から同年8月31日までの期間について、上記事業所別被保険者名簿に記載されている被保険者は既に死亡又は連絡先が不明のため、照会することができない。

また、上記事業所別被保険者名簿から、A社は、昭和20年6月1日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

申立期間②については、申立人の孫が、「終戦後間もない頃から、A社のD町の寮に申立人と同居していた。」と述べており、所持している申立人の同僚と撮影した写真を、当該期間に撮影されたものであるとしているところ、B社は、「撮影場所はD町の建物と思われるが、撮影時期は不明である。また、当時の資料が残っておらず、申立人の勤務実態等を確認することができない。」と回答している上、写真に写っている同僚の氏名が不明であり、D町所在のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者は既に死亡又は連絡先が不明のため、照会することができないため、申立人の当該期間の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、D町所在のA社に係る上記被保険者名簿によると、昭和26年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、20年秋頃から26年6月1日までの期間については、適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①のうち昭和20年6月1日から同年8月

31 日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間について同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間に係る標準賞与額を、15万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年12月9日

平成10年4月1日から勤務しているA社において、育児休業期間中の23年12月9日に支給された賞与が、会社の届出が遅れたために年金額に反映されない記録になっている。調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成23年12月の賞与明細及び同年に係る賃金台帳から、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、事業主は、申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年8月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第75条

の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細及び賞与支払届における当該賞与額から、15万6,000円とすることが妥当である。

関東神奈川国民年金 事案 7313

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 53 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 9 月まで
② 昭和 52 年 10 月から 53 年 7 月まで

私は、会社を退職してすぐ後の昭和 52 年 1 月に、厚生年金保険から国民年金に切り替えるため、A 市役所の年金窓口で国民年金の加入を行った。

申立期間①の国民年金保険料については、昭和 52 年 2 月頃に届いた納付書及びその後に届いた納付書により郵便局で納付した。

申立期間②のうち、昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、郵便局で、53 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、銀行で、それぞれ納付書により納付した。

申立期間②のうち、昭和 53 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、52 年 11 月に B 区役所の国民年金窓口に行った際、A 市での年金記録の確認のために求められ提出した申立期間①及び申立期間②のうち、52 年 10 月から同年 12 月までの期間の領収証書が返却されなかったため、53 年 8 月に同区役所の国民年金窓口にも再度行った際、そのことを確認したところ、領収証書は預かっておらず、A 市での国民年金に加入した記録も無いとの回答であったが、申立期間②のうち、53 年 4 月から同年 7 月までの保険料を納付するため、やむなく同区役所において、再度国民年金の加入手続きを行い、当該期間の保険料を現金で納付した。その際、当該納付に係る領収証書については、交付されていない。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 1 月に厚生年金保険から国民年金に切り替えるため、A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人は、現在所持している年金手帳以外に年金手帳の交付を受けたことがないとしており、i) 申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、当該年金手帳に記載された申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、53 年 8 月頃と推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、ii) 申立人が A 市役所で加入手続を行った際に交付されたものとする年金手帳は、そこに記載されている国民年金手帳記号番号及び住所により、B 区で交付されたものであることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、昭和 52 年 2 月頃とその後が届いた納付書により、郵便局で納付したと主張しているが、申立人はこれらの納付書は A 市から送付されたものであるとしているところ、申立人が初めて国民年金の加入手続を行ったのは、前述のとおり、53 年 8 月頃と推認できることから、A 市在住期間である申立期間①当時、国民年金に未加入であった申立人に国民年金保険料の納付書が送付されたとは考え難い上、B 区において、遡って納付したとの主張もない。

さらに、申立期間②のうち、昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、送付されてきた納付書により郵便局又は銀行で納付し、53 年 4 月から同年 7 月までの保険料については、B 区役所の窓口において現金で納付したと主張しているが、当該期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったため、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、前述のとおり、推認される国民年金の加入手続時点（53 年 8 月）において、申立人は任意加入被保険者として加入していることが確認できることから、当該期間は、制度上、遡って国民年金に加入することも、保険料を納付することもできない任意未加入期間であり、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月まで

時期や場所等の具体的なことについては何も聞いていないが、私の母親は、私の国民年金の加入手続を行い、私が 20 歳になった昭和 59 年*月から大学を卒業する 62 年 3 月まで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。

私の弟の学生期間の国民年金保険料については、母親が納付していたことから、私が学生であった申立期間の保険料についても、母親が納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、既に他界している上、当時同居していた申立人の父親及び弟からも証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された 20 歳到達被保険者の資格取得日等から、平成 6 年 6 月ないし同年 7 月頃と推認される上、申立人は、申立期間当時、大学生であったと述べていることから、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、i) 申立人の所持する年金手帳には、「初めて国民年金の被保険者となった日」は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失し国民年金の第 3 号被保険者となった「平成 5 年 10 月 22 日」

と記載されていること、ii) オンライン記録においても、申立人が、当該日付前に国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないこと、iii) 申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、弟の学生期間の国民年金保険料については、母親が納付していたことから、申立人が学生であった申立期間の保険料についても、母親が納付していたはずであると主張しているが、弟の学生期間の国民年金記録については、20歳以上の学生が強制加入となった平成3年4月1日までは、未加入となっている。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年12月まで

私が20歳になった平成3年頃、国民年金の加入を促す手紙がきたので、市の出張所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私が自身のアルバイトの給料から毎月、8,000円程度を納付書により金融機関で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月、自身が納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、申立人が当該期間当時、居住していた市の「国民年金保険料検認記録簿」によると、当該期間の保険料は未納となっていることが確認できるほか、申立人は、平成4年1月に厚生年金保険に加入していることから、国民年金被保険者資格を喪失するところ、当該喪失手続の記憶は明確でなく、オンライン記録では、同年12月8日に資格喪失処理がされていることから、この頃まで、喪失手続が行われていなかったと考えられ、申立人が国民年金加入期間について毎月納付していたとの心証が得られない。

また、オンライン記録によると、申立期間の保険料に係るものと推認される過年度納付書が平成5年2月2日に作成されていることが確認できるが、申立人からは、当該期間の保険料を遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の主張のとおり、申立期間の国民年金保険料を毎月、納付していたとすると、行政機関が9回（9か月）連続して納付記録を誤ったことになるが、行政機関がそれだけの回数を続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から56年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から56年11月まで

結婚した昭和56年9月頃に、私は夫と一緒に区役所に行き、夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、現在所持している年金手帳が発行された。

申立期間の国民年金保険料については、5年分遡って納付することができると事前に区役所で聞いていたので、加入手続時に夫がまとめて納付してくれた。納付した金額は、夫の1、2か月分の保険料と合わせて20万円ぐらいだったと思うが、納付書及び領収書の記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、5年分遡って納付することができると事前に区役所で聞いていたので、結婚した昭和56年9月頃に、夫と一緒に区役所に行き、夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間の保険料をまとめて納付してくれたと述べており、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、同年11月頃と推認されるところ、当該時点において、2年の時効期限を超えて保険料を納付することができる第3回特例納付制度(53年7月から55年6月まで)は終了している上、申立期間の過半は、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に係る特殊台帳において、昭和56年度の摘要欄に「57 納付書」との押印が認められることから、昭和57年に過年度納付書が発行された時点において、申立期間の一部の国民年金保険料は未納と記録されていたことがうかがえ、前述の推認される加入手続時点において、申立期間の一部の

保険料は、過年度納付により納付することが可能であるが、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張している区役所では、制度上、過年度の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9255

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月

申立期間当時、A社（現在は、B社）から 25 万円ぐらいの賞与を受けた記憶があるが、厚生年金保険の記録によると、申立期間の賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る 2004（平成 16）年の賃金台帳には、申立期間の賞与に係る記載が無い上、同社は、「申立人に申立期間に係る賞与を支給しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 16 日から 57 年 1 月 16 日まで
私は、昭和 56 年 6 月 16 日に A 社（現在は、B 社）へ入社し、平成 15 年 8 月 15 日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことを確認できる具体的な回答を得ることができない。

また、自身の雇用形態について申立人は、「定時社員だった。」と述べているところ、申立人と同様、定時社員だったとする複数の者は、「入社日と厚生年金保険の取得日が異なっている。」と回答しており、当該同僚が記憶する入社日より後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、B 社が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載された申立人の資格取得日は昭和 57 年 1 月 16 日であり、厚生年金保険被保険者原票に記載された申立人の被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

加えて、B 社は上記資料のほか、申立人に係る資料を保管していないとしている上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9257

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 17 日から 54 年 3 月 23 日まで

私は、昭和 53 年 2 月から 54 年 3 月まで A 社に勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の記録が無い。事業所から交付された健康保険被保険者証を使用した記憶があるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶する同僚の回答から、期間までは特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時取締役として経理と従業員の福利厚生を担当をしていた者は、「当時会社は、一定の試用期間経過後に社会保険に加入させていた。また、職種によっては社会保険への加入は希望制であった。」と述べているところ、上記同僚は、「私が厚生年金保険の被保険者となったのは、入社から 1 年 3 か月後であり、役員から厚生年金保険の説明を受け加入した。」と回答している。

また、現在の事業主は、申立人の在籍記録及び勤務形態等について資料が保管されていないため不明と回答している上、A 社が加入していた B 健康保険組合は、「申立人の申立期間に係る被保険者記録は、資料が無く、確認することができない。」と回答している。

さらに、A 社の事業所別被保険者名簿には、申立人の記録が無く、整理番号に欠番が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 8 月
② 平成 20 年 12 月
③ 平成 21 年 8 月

A社から平成 20 年 8 月は 7 万円程度、同年 12 月は 10 万円程度、21 年 8 月は 7 万円程度の賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「賞与は手渡しだった。」と述べており、申立人の預金口座に係る振込履歴からは申立期間に係る賞与の支給について確認することができない。

また、申立人は賞与明細書を所持していない上、A社は、「賃金台帳を保管しておらず、申立期間に係る申立人に対する賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月
A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。
賞与が支払われていた記憶があるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る平成 15 年の個人別賃金台帳には、申立期間の賞与に係る記載が無く、同社は、「申立人の申立期間に係る賞与を支給していない。」と回答している。

また、B社が加入するC健康保険組合が保管する適用台帳（履歴）の賞与記録には、申立期間に係る賞与額は0円と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された賞与の振込先であったとする金融機関の取引明細証明書に、申立期間に係る賞与が振り込まれた旨の記載は無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。